	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
一　北緯四十一度二十五分三十一秒、東経百四十度五分五十六秒の点 二　北緯四十一度二十五分七秒、東経百四十度五分五十五秒の点 三　北緯四十一度二十四分四十七秒、東経百四十度五分十八秒の点 四　北緯四十一度二十四分四十六秒、東経百四十度五分一秒の点 五　北緯四十一度二十五分九秒、東経百四十度四分十一秒の点 六　北緯四十一度二十五分四十七秒、東経百四十度四分十二秒の点 七　北緯四十一度二十五分五十秒、東経百四十度四分十四秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百五十一　海上自衛隊松前警備所（レーダー局舎等）

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道松前郡松前町	北海道松前郡松前町	北海道松前郡松前町
字建石二百二十六番地二	字建石（次の図面に示す部分に限る。）	字愛宕、字建石、字館浜及び字西館（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域 一　北緯四十一度二十五分二十八秒、東経百四十度四分三十三秒の点 二　北緯四十一度二十五分二十六秒、東経百四十度四分二十五秒の点 三　北緯四十一度二十五分二十五秒、東経百四十度四分十九秒の点 四　北緯四十一度二十五分三十八秒、東経百四十度三分五十一秒の点 五　北緯四十一度二十五分五十六秒、東経百四十度三分三十六秒の点 六　北緯四十一度二十六分八秒、東経百四十度三分四秒の点 七　北緯四十一度二十六分十四秒、東経百四十度三分三十九秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百五十二　海上自衛隊竜飛警備所

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
青森県東津軽郡外ケ浜町	青森県東津軽郡外ケ浜町	青森県東津軽郡外ケ浜町
字三厩龍浜五十四番地	字三厩龍浜（次の図面に示す部分に限る。）	字三厩宇鉄山（次の図面に示す部分に限る。）、字三厩木落、字三厩源兵衛間、字三厩龍浜、字三厩桟橋及び字三厩鎧嶋（次の図面に示す部分に限る。）並びに字三厩宇鉄山、字三厩木落、字三厩源兵衛間、字三厩龍浜、字三厩桟橋及び字三厩鎧嶋以外の次の図面に示す地域
		次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十一に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域
青森県北津軽郡中泊町	大字小泊及び大字小泊袰内（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	一　北緯四十一度十四分四十九秒、東経百四十度二十分三十四秒の点 二　北緯四十一度十四分五十秒、東経百四十度二十分三十一秒の点 三　北緯四十一度十四分四十八秒、東経百四十度二十分十八秒の点 四　北緯四十一度十五分十六秒、東経百四十度十九分四十七秒の点 五　北緯四十一度十五分四十四秒、東経百四十度十九分四十七秒の点 六　北緯四十一度十六分八秒、東経百四十度二十分十二秒の点 七　北緯四十一度十六分七秒、東経百四十度二十分五十二秒の点 八　北緯四十一度十五分四十一秒、東経百四十度二十一分二十七秒の点 九　北緯四十一度十五分二十七秒、東経百四十度二十一分二十七秒の点 十　北緯四十一度十五分十六秒、東経百四十度二十一分二十三秒の点 十一　北緯四十一度十五分十五秒、東経百四十度二十一分二十二秒の点